

## 公 告

次のとおり令和 3 年度嬉野市食の自立支援事業業務委託に係るプロポーザルの募集を行います。

令和 3 年 1 月 25 日

嬉野市長 村上 大祐

### 1 業務概要

- (1) 業務名 令和 3 年度嬉野市食の自立支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和 3 年度嬉野市食の自立支援事業仕様書」のとおりに
- (3) 契約上限額 11,155,000 円
- (4) 履行期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

### 2 プロポーザル募集の流れ

#### (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、令和 3 年度嬉野市食の自立支援事業業務委託プロポーザル審査会(以下プロポーザル審査会という。)参加申込書等の提出を求めます。

#### (2) プロポーザル提案書等(以下提案書等という。)の提出

参加資格を有する者から、計画書及び実務実績内容等の資料の提出を求めます。

#### (3) プロポーザル審査会の実施

プロポーザル審査会を実施し、受託者を選定します。

### 3 参加資格及び共同体に関する事項

#### (1) 参加者に要求される資格

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 本業務を実施するにあたり、対象となる高齢者宅に栄養バランスの整った食事を提供し、日常の安否確認ができる市内に事務所又は事業所を有する法人又は、団体であること。
- ② 令和 2 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請(以下「参加資格審査申請」という。)が登録されていること。なお、参加資格審査申請が提出されていない場合は、参加申込書提出前までに手続きが完了していること。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者または参加事業者の構成員となることはできません。

- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

- ④ 会社更生法(昭和27年法律第172号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- ⑥ 本市から指名停止を受けている期間中の者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

#### 4 評価項目

##### (1) 衛生管理体制

- ① 食品衛生責任者が配置されているか。
- ② 衛生管理に関する方針が示されているか。

##### (2) 配食業務の実施体制

- ① 業務責任者が配置されているか
- ② 業務の実施体制が明示されているか
- ③ 配食車両が確保できているか
- ④ 災害や事故等の発生においても、業務が円滑に継続できるよう計画がされているか

##### (3) 提供される弁当の内容

- ① 栄養バランスを考慮した献立となっているか
- ② 献立の種類や頻度等は適切か

##### (4) 過去の業務実績

- ① 過去に類似する配達利用者数、配達数、配達エリアが提示され、業務遂行の実現性、サービスの質の維持が期待できるか

##### (5) 試食

- ① 分量(主食・主菜・副菜)は適切か
- ② 味は適切か
- ③ 盛り付け(色彩)は適切か
- ④ 容器は適切か

##### (6) 職員研修

従事する職員の研修は適切か

##### (7) 見積額

見積単価の設定は適切か

##### (8) 障がい者雇用についての配慮があるか

##### (9) その他(事業所のアピール)

## 5 手続き等

### (1) 問い合わせ

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

嬉野市役所 市民福祉部 福祉課 (電話)0954-42-3306 (FAX)0954-43-1157

### (2) プロポーザル審査会実施要領等の交付期間及び交付方法

公告の日から令和3年2月12日(金)まで。なお、実施要領等は嬉野市ホームページに掲載します。(http://www.city.ureshino.lg.jp/)

### (3) 参加申込書等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和3年2月12日(金) 17時まで

② 提出場所 嬉野市役所 市民福祉部 福祉課

③ 提出方法 持参、又は郵送

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分までとする。また、提出先である福祉課に事前に連絡し提出日時を調整すること。

※郵送による場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。送付後は、必ず提出先である市民課に電話し、到着確認を行うこと。

### (4) プロポーザル審査会

① 実施予定日 令和3年2月中旬(予定)

※時間等については、参加資格を有する者へ案内します。

② 実施場所 嬉野市役所 嬉野庁舎

## 6 その他

(1) 詳細はプロポーザル実施要領、参加申込書・事業計画作成要領等によります。

(2) 提案書等の著作権は応募者に帰属します。

(3) 参加報酬は無報酬とします。